

平成 28 年度 鹿屋市子ども・子育て会議のスケジュール（案）について

1 開催回数 3回

2 開催月 7月、10月、2月

※状況によっては開催月を変更する場合がある。

3 主な会議内容

- 教育・保育及び地域型保育の進捗状況
 - 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況
 - 平成 29 年度教育・保育及び地域型保育の利用定員に関する事
 - 子ども・子育て支援に関する施策の計画的な推進に関する事
- ※内容はその時の状況に応じて議題を考慮します。

<参考>

委員の役割は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号により、以下のとおりとされております。

- ①幼稚園や保育所、認定こども園の利用定員の設定に関し、意見を述べる事
- ②家庭的保育や小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の利用定員に関し、意見を述べる事
- ③鹿屋市子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べる事
- ④鹿屋市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況を調査審議する事

現委員の任期は、平成 27 年 11 月 16 日から平成 29 年 11 月 15 日までの 2 年間です。